

施設等利用給付認定の申請について (無償化の対象となるために) ※上限あり

新制度未移行幼稚園の利用について、無償化(上限あり)の対象となるためには、お住まいの市町村から「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。下記表を参考に、申請に必要な書類をお通りの幼稚園に提出してください。(幼稚園で取りまとめて和泉市に提出されます。)

施設等利用給付の認定を受けていない場合、認定前の期間の給付金をさかのぼって給付することはありません。忘れずに手続きをお願いします。

認定区分	対象	必要書類	無償化の範囲	
			教育部分	預かり保育部分
新1号	満3歳以上で小学校就学前のお子様 ※新2号・新3号認定以外	・第1号様式	月額25,700円を上限に給付	給付対象外
新2号	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のお子様で、次の理由に該当するもの ・保育の必要性が認められる	・第2号様式 ・保育の必要性を証明する証明書等 ⇒裏面 添付書類について参照	月額25,700円を上限に給付	「日額450円×1カ月の利用日数」を上限に給付(月額11,300円まで) ※注1
新3号	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子様で次の2つの理由に該当するもの ・保育の必要性が認められる ・市町村民税世帯非課税者	・第2号様式 ・保育の必要性を証明する証明書等 ⇒裏面 添付書類について参照	月額25,700円を上限に給付	「日額450円×1カ月の利用日数」を上限に給付(月額16,300円まで) ※注1

様式はホームページからダウンロードも可能です。(🔍和泉市役所 保育施設提出書類等一覧 で検索いただき、ページ内下部の「新1号認定申請書」「新2号・新3号認定申請書」等)

【注1】新制度未移行幼稚園のうち、平日8時間(教育時間含む)以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施していない場合、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料金についても、給付対象となります。給付対象額は下記の通りです。

- ・新2号認定の場合 11,300円-預かり保育の給付額=給付対象上限額
- ・新3号認定の場合 16,300円-預かり保育の給付額=給付対象上限額

対象施設となるかどうかは、施設所在の市町村へ直接確認してください。

下線部を満たしている場合は、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料金は給付対象外です。

(問合せ先)

和泉市教育委員会事務局教育・こども部こども未来室 幼保運営担当 TEL 0725-99-8137

提出書類について

新2号認定及び新3号認定を希望される方は、**第2号様式に加え**、次の書類を添付してください。

- ① 保護者全ての児童を保育できないことを証明する書類（下線書類は市の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードも可能です。）

※きょうだいで申請する場合は人数分の提出が必要です。（原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可。）

保育を必要とする事由		提出書類	利用できる期間（最長）
就労	ひと月の休憩等を含む労働時間が月64時間以上	<u>就労証明書</u>	就学前まで（雇用期間の定めがある場合は、その期間に従います）
妊娠・出産	妊娠中である又は出産後間がない	<u>申立書</u> ＋母子健康手帳の写し （母の氏名を記載したページと分娩予定日を記載したページの写しを添付すること）	分娩予定日及び分娩日が属する月とその月の前後2か月間
疾病・障がい	疾病又は障がいを有している	<u>申立書</u> ＋診断書等または身体障がい者手帳等の写し（診断書には家庭保育ができない旨の記載が必要。）	就学前まで
病人の介護等	同住所の親族を常時介護又は看護している	<u>介護・看護状況申告書</u> ＋介護・看護を受ける方の診断書や障がい者手帳の写し等	就学前まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	<u>申立書</u> ＋罹災証明書等	就学前まで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	<u>申立書</u>	3ヶ月以内（※1）
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している	<u>就学（予定）証明書</u>	就学期間中
育児休業取得中の継続利用（※2）	育児休業取得時に、既に保育を利用している子ども（3歳クラス以上が原則）がいて <u>継続利用が必要である</u>	<u>就労証明書</u> （育休復帰日が記載されているもの）	就学前まで
その他	その他上記に類するものとして市が定める事由に該当する	事情により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	事情により異なります。

※1 求職活動の申立書については、施設等利用給付認定開始日から3ヶ月間有効です。

※1 再度求職活動での認定を希望する場合は、「求職活動状況報告書」の提出が別途必要となります。

※2 育児休業が事由の新規申請は原則できません。（課税世帯により新3号を受けられなかった場合を除く）

② その他の書類について

事由	提出書類	備考
ひとり親	児童扶養手当証書またはひとり親家庭医療証の写し、もしくは3ヶ月以内に発行された戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）	/
ひとり親家庭に準ずる場合	拘禁証明書、調停期日通知書、警察への行方不明者届 （ひとり親家庭に準ずる場合：保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明の場合等）	

※世帯状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

●認定結果について

認定希望月の前月末に認定結果を送付予定です。審査の結果、保育の必要性がないと判断される場合は、新2号・新3号認定を行うことができず、預かり保育については無償化（上限あり）の対象とはなりませんのでご注意ください。

●給付金のお支払について

お支払方法については、認定結果発送時に詳細を送付いたします。教育部分については現在の保育料から減額、預かり保育部分については一度園にお支払いただき、上限額内で給付予定です。